

名古屋港港湾計画書

— 一部変更 —

平成24年3月

名古屋港港湾管理者
名古屋港管理組合

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成12年 1月 名古屋港審議会
- ・平成12年 3月 港湾審議会第171回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成12年12月 名古屋港審議会
- ・平成14年12月 名古屋港審議会
- ・平成16年 1月 名古屋港審議会
- ・平成16年 4月 名古屋港審議会
- ・平成16年 7月 第11回交通政策審議会港湾分科会
- ・平成16年12月 名古屋港審議会
- ・平成17年 5月 名古屋港審議会
- ・平成17年 6月 第15回交通政策審議会港湾分科会
- ・平成18年 5月 名古屋港審議会
- ・平成18年10月 名古屋港審議会
- ・平成19年 4月 名古屋港審議会
- ・平成19年 7月 第26回交通政策審議会港湾分科会
- ・平成19年12月 名古屋港審議会
- ・平成20年 9月 名古屋港審議会
- ・平成20年12月 名古屋港審議会
- ・平成21年 3月 第34回交通政策審議会港湾分科会
- ・平成21年12月 名古屋港審議会
- ・平成22年 3月 第37回交通政策審議会港湾分科会
- ・平成22年11月 名古屋港審議会
- ・平成23年10月 名古屋港審議会
- ・平成23年12月 第47回交通政策審議会港湾分科会
- ・平成23年12月 名古屋港審議会

の議を経た名古屋港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
1 公共埠頭計画	2
2 専用埠頭計画	3
3 水域施設計画	4
4 臨港交通施設計画	5
5 港湾環境整備施設計画	6
6 大規模地震対策施設計画	7
7 土地造成及び土地利用計画	8

変更理由

- 1 大型船舶を活用した効率的なバルク貨物輸送の実現を図るため、南部地区において、公共埠頭計画、専用埠頭計画等を変更する。
- 2 既存施設の老朽化、陳腐化に対応するとともに、穀物関連企業の産業競争力を強化するため、南部地区において、土地造成及び土地利用計画を変更する。
- 3 大規模地震が発生した場合においても、必要な国際バルク物流機能を維持するため、南部地区において、大規模地震対策施設計画を変更する。
- 4 背後の物流機能を防護するとともに、快適な水際空間を創出し、港湾の環境の整備を図るため、南部地区において、港湾環境整備施設計画を変更する。

1 公共埠頭計画

(1) 外貿埠頭計画

米穀類の外貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

南部地区

(北浜ふ頭)

水深14m ドルフィン1バース [新規計画]

埠頭用地 4ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

(2) 内貿埠頭計画

軽工業品、特殊品の内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

南部地区

(北浜ふ頭)

水深7.5m 岸壁2バース 延長260m [新規計画]

埠頭用地 2ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

2 専用埠頭計画

米穀類の外貿貨物を取り扱うため、専用埠頭を次のとおり計画する。

[専用埠頭計画]

南部地区

(北浜ふ頭)

水深1.4m ドルフィン3バース

[既設の変更計画] J5, JS, JT

既設

水深1.2m ドルフィン3バース

3 水域施設計画

係留施設計画に対応して、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

[水域施設計画]

1) 泊地

南部地区

(北浜ふ頭) 水深1.4m 面積 2ha [新規計画]

水深1.4m 面積3.8ha [既設の変更計画]

水深7.5m 面積 5ha [新規計画]

(既設
水深1.2m)

2) 航路・泊地

南部地区

(北浜ふ頭) 水深1.4m 面積9.9ha [新規計画]

(既設
泊地 水深1.2m)

4 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域を結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

[臨港交通施設計画]

道路

臨港道路北浜ふ頭線（仮称） [新規計画]

起点 市道 70005 号線 終点 北浜ふ頭 4 車線

5 港湾環境整備施設計画

背後の物流機能を防護するとともに、快適な水際空間を創出し、港湾の環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]

南部地区

(北浜ふ頭)

緑地 6 h a [新規計画]

6 大規模地震対策施設計画

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合においても、必要な国際バルク物流機能を維持するため、大規模地震対策施設として計画する。

[大規模地震対策施設計画]

南部地区

(北浜ふ頭)

水深1.4m ドルフィン1バース [新規計画]

水深7.5m 岸壁2バース 延長260m [新規計画]

7 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

(土地利用計画)

(単位：h a)

用途 地区名	埠頭用地	港湾 関連 地連	工業 用地	交通 機能 地能	施設 危険 物取 扱 用地	緑 地	海面 処分 地分	合 計
南部地区	(12) 12	(118) 118	(1,677) 1,677	(20) 47	(77) 77	(101) 101	(198) 198	(2,203) 2,230

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

(土地造成計画)

(単位：h a)

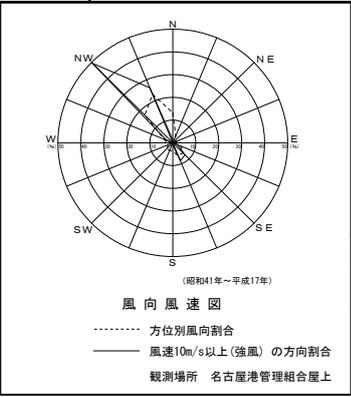
用途 地区名	埠頭用地	港湾 関連 地連	工業 用地	交通 機能 地能	施設 危険 物取 扱 用地	緑 地	海面 処分 地分	合 計
南部地区	(6) 6		(48) 48	(7) 7		(16) 16	(198) 198	(276) 276

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

名古屋港港湾計画位置図
1:80,000

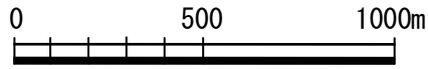


名古屋港港湾区域

凡 例	
	計画変更箇所

名古屋港港湾計画図（南部地区）

1:20,000



南部地区 (北浜ふ頭)

凡 例	
	航 路 (既 設)
	航 路 ・ 泊 地 (今 回 計 画)
	泊 地 (今 回 計 画)
	泊 地 (既 設)
	防 波 堤 (既 設)
	公 共 耐 震 強 化 岸 壁 (今 回 計 画)
	専 用 岸 壁 (既 設)
	公 共 耐 震 強 化 ドルフィン (今 回 計 画)
	専 用 ドルフィン (今 回 計 画)
	専 用 ドルフィン (既 設)

凡 例	
	埠 頭 用 地 (今 回 計 画)
	緑 地 (今 回 計 画)
	緑 地 (既 設)
	交 通 機 能 用 地 (今 回 計 画)
	(臨 港 道 路) (既 設)
	そ の 他 の 用 地 (今 回 計 画)
	そ の 他 の 用 地 (既 設)
	臨 港 鉄 道 (既 定 計 画)
	将 来 構 想 (ドルフィン)
	将 来 構 想 (道 路)